

企業会計基準公開草案第 12 号「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」へのコメント

パラグラフ No.	コメント
1	会計基準案では棚卸資産の「評価方法」について扱っていないが、棚卸資産の評価基準と評価方法は一体となって会計方針を構成し機能するものなので、評価方法に関して別に拠るべき基準があるなら、それが何かを明記しておく方がよい。
3	SGA 活動で短期に消費される事務用消耗品費等は、棚卸資産の範囲に含まれるとされているのに、その評価について本文で言及されていない(結論の背景でしか言及されていない)・・・?
5	括弧書きの中にさらに括弧書きで説明をする文章表現は読みにくいので改めるべき。
9	(1) に関して 滞留在庫の場合、どこまで評価を切り下げるかについては客観性が得られにくいので、翌年度のV字回復をねらって必要以上に簿価を切り下げる手法を禁じる措置も設けてはどうか。 (2) に関して 「回転期間」は「在庫回転期間」と表現する方が正確である。また、定期的に切り下げる方法とあるが、どこまで切り下げるかが書いていない。規則的でありさえすれば他の点は問わないのか。
12	グルーピングによる評価を認めているが、グルーピング方法の継続適用については何も言及がない。問題ないか。 また、グルーピング方法については注記の必要はないのか。
14	簿価切下額の処理について切放し法と洗替え法の選択ができるとあるが、いずれを選択したかは会計方針で開示する必要があるのでは。
17	臨時の事象に起因する簿価切下額は特別損失に計上するとあるが、当該臨時の事象がP Lの表示科目から読み取れない場合は注記が必要と思われる。
48	販売活動及び一般管理活動目的で保有する棚卸資産に関する簿価切下額のP L表示区分が明示されていない。当該棚卸資産は、価格の下落が必ずしも収益性の低下には結びつかないとあり、物理的劣化等の場合に切下げを行うとあるので、パラグラフ17でこれに対応するケースがないことになる。
64	文中、「～著しく下落したという理由をもって、～できない。」とあるが、「～著しく下落したという理由のみをもって」としなければ、パラグラフ17と不整合な印象を受ける。
その他	パブリックコメントの期間が短い。特に、3月決算企業の経理関係者の繁忙期であることも考慮すると、もう少し期間を取った方がよい。